

議案第31号

大津市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

大津市行政手続条例の一部を改正する条例 の制定について

1 改正の趣旨

令和5年6月16日に公布されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により行政手続法（平成5年法律第88号）の一部が改正されることに伴い、同法に準じて定めている大津市行政手続条例（平成8年条例第30号）について所要の改正を行うもの

<参考>

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）

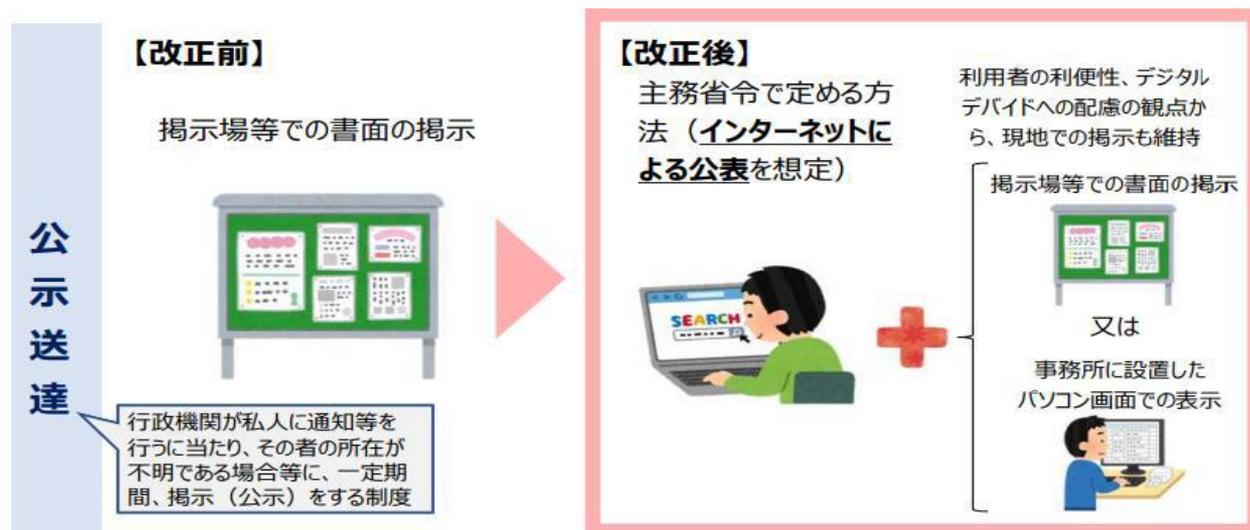
公布日 令和5年6月16日

施行日（行政手続法の改正に係る部分） 令和8年5月21日

大津市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

2 改正の内容

掲示場での書面の掲示により行うこととしている公示送達について、規則で定める方法（インターネットによる公表）により行うこととするとともに、掲示場等での書面の掲示による方法又は事務所等に設置したパソコン画面での表示による方法により行うこととするように改正するもの（施行日は、令和8年5月21日）



※ 2022年常会で民事訴訟法の公示送達についてデジタル化のための改正が行われており、本改正はこれを参考にしたもの

※左のイメージ図はデジタル庁の行政手続法の改正に係る概要資料から引用したもの